

公立大学法人長野県立大学の各事業年度の業務実績に関する評価に係る実施要領

令和元年 6 月 18 日 制定

公立大学法人長野県立大学評価委員会

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。）第 78 条の 2 の規定及び公立大学法人長野県立大学の評価に関する基本方針（令和元年 6 月 18 日公立大学法人長野県立大学評価委員会決定）に基づき、公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）に係る各事業年度終了時における業務の実績に関する評価について、必要な事項を以下に定める。

1 評価方法（全般的事項）

- (1) 評価は、別表 1 の評価項目について、別表 2 の評価基準により行うことを基本とする。
- (2) 当該年度における中期計画及び年度計画の各項目の進捗状況または達成状況を確認する（以下「項目別評価」という。）とともに、法人の実績全体についての総合的な評価（以下「全体評価」という。）は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標及び中期計画の進捗状況または達成状況の全体について総合的に評価することを基本とする。
- (3) 評価の視点は、「大学の教育・研究等の質的向上」、「大学経営の改善の促進」とする。

2 評価の手順

評価は以下のとおり行うものとする。最終的な評定は、評価委員の合議により、意見をまとめ、評価を行うものとする。

(1) 項目別評価**ア 小項目別評価**

- ・評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等について、法人関係者からヒアリング等により検証を行う。
- ・また、法人の自己点検評価の結果を踏まえて、進捗状況または達成状況を別表 1 に定める年度計画の小項目ごとに、別表 2 に定める評価基準により、「s、a、b、c、d」の 5 段階で評価を行う。
- ・なお、法人による自己点検評価の結果と評価委員会による評価の結果が異なる場合には、その理由を示すとともに、必要に応じて、大学の教育・研究等の質的向上、大学経営の改善の促進につながるよう、特筆すべき点や進捗が遅れている点等についてもコメントを付すものとする。

イ 大項目別評価

評価委員会は、小項目別評価結果を踏まえ、別表 1 に定める大項目ごとに、別表 2 に定める評価基準により、中期計画進捗状況または達成状況について、「S、A、B、C、D」の 5 段階で評価を行う。

(2) 全体評価

評価委員会は、全体評価を実施するに当たり、大項目別評価の結果を踏まえ、別表 2 に定める評価基準により、当該事業年度における法人の中期目標及び中期計画の進捗状況または達成状況の全体について総合的に評価を行う。その際、法人の活動全体について記述式で評

価を行う。

(3) 参考意見書

法人の業務運営の改善や教育研究の質の向上に活かすため、評価委員会が必要と認める場合には、評価委員の法人への期待や要望を、評価結果報告書とは別に、参考意見書としてとりまとめ、評価委員会が法人に提出することができる。この場合において、評価委員会は、参考意見書を公表するものとする。

3 評価結果の決定手順

- (1) 評価委員会は、その審議を通じて項目別評価及び全体評価を取りまとめ、評価結果の原案を作成する。
- (2) 評価委員会は、評価結果の原案を法人に通知する。
- (3) 評価委員会は、法人から評価結果の原案に対する意見の申し出がある場合は、当該意見について、検討の上、評価結果を確定する。
- (4) 評価委員会は、評価結果を法人に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 知事は、(4)の報告を受けたときは、その旨を議会に報告し、評価結果を一般に公表する。

4 評価の実施体制

評価業務の円滑な推進のため、必要に応じて評価委員において役割分担して業務を実施させることができるものとする。

5 評価スケジュール

| 時期 | 実施主体 | 実施内容 |
|-----------|-------|--|
| 6月末 | 法人 | 県へ業務実績報告書、財務諸表を提出 |
| 6月～7月 | 評価委員会 | 業務実績の検証（法人からの説明・ヒアリング等） |
| 7月 | 評価委員会 | 評価作業 |
| 7月下旬 | 評価委員会 | 評価内容の検討、評価書の原案作成及び法人への提示 |
| 7月下旬～8月上旬 | 法人 | 評価書の原案に対する意見の申し出 |
| 9月中旬 | 評価委員会 | 評価結果の審議・作成、評価結果（年度評価）の確定 評価結果を法人及び知事に報告 |
| 9月中旬 | 知事 | 評価結果の公表、県議会への報告 |

6 その他

評価委員会は、評価結果等を基に、必要に応じてこの要領の見直しを行うことができる。
なお、この要領に定めのない事項については、評価委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月18日から施行する。

この要領は、令和2年9月2日から施行する。

表1：年度評価における評価項目

| 評価区分 | 評価の対象、内容等 |
|---|--|
| 小項目別評価 | 年度計画の第2から第6の最小項目として記載されている各事項の進捗状況 または達成状況 ※年度計画の第7から第12に係る実績は、全体評価の参考情報として用いる。 |
| 大項目別評価 | 事業単位評価及び指標単位評価を踏まえた中期計画における5つの大項目（8区分）ごとの進捗状況または達成状況 |
| | 1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 【教育に関する事項】 （年度計画第2の1）(1)人材育成の方向 |
| | 2 (2)入学者の受入れ |
| | 3 (3)教育の質の向上 |
| | 4 (4)学生への支援 |
| | 5 【研究に関する事項】 （年度計画第2の2） |
| | 6 【地域貢献に関する事項】 （年度計画第2の3） |
| | 7 【国際交流に関する事項】 （年度計画第2の4） |
| | 8 業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置 （年度計画第3） |
| | 9 財務内容に関する目標を達成するためとるべき措置 （年度計画第4） |
| | 10 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置 （年度計画第5） |
| 11 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置 （年度計画第6） | |
| 全体評価 | 項目別評価を踏まえた中期計画全体の進捗状況または達成状況 |

別表2：年度評価における評価基準

| 評価区分 | 評定 | 評価の基準 | 評価の目安※ |
|--------|----|--------------------------|---|
| 小項目別評価 | s | 中期計画の達成に向けて特筆すべき進行状況にある | 特に優れた実績を上げている (評価委員会が特に認める場合) |
| | a | 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる | 年度計画を達成している (100%以上) |
| | b | 中期計画の達成に向けて概ね順調に進んでいる | 概ね年度計画を達成している (80%以上 100%未満) |
| | c | 中期計画の進捗はやや遅れている | 年度計画を十分には達成できていない (80%未満) |
| | d | 中期計画の達成のためには抜本的な改善が必要である | 業務の大幅な改善が必要 |
| 大項目別評価 | S | 中期計画の進捗は優れて順調 | 特に優れた進行状況にある (評価委員会が特に認める場合) |
| | A | 中期計画の進捗は順調 | 計画どおり進んでいる (すべて b 以上) |
| | B | 中期計画の進捗は概ね順調 | 概ね計画通り進んでいる (b から a の割合が 80%以上 100%未満) |
| | C | 中期計画の進捗はやや遅れている | やや遅れている (b から a の割合が 80%未満) |
| | D | 中期計画の進捗は遅れている | 業務の大幅な改善が必要 (評価委員会が特に認める場合) |
| 全体評価 | | 中期計画の進捗は優れて順調 | 中期計画全体の進捗状況について、大項目別評価から総合的に勘案し、評価 |
| | | 中期計画の進捗は順調 | |
| | | 中期計画の進捗は概ね順調 | |
| | | 中期計画の進捗はやや遅れている | |
| | | 中期計画の進捗は遅れている | |

※「評価の目安」は、評価に当たり判断の目安を示したものであり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等、総合的に勘案して評価する。